道路交通法改正のお知らせ

2019年12月1日 施行

01日 11月 2019

「ながら運転」の厳罰化を周知していますか?

■12月1日より、改正道路交通法が一部施行されます

さる2019年6月5日に改正道 路交通法が公布され、その一部が 12月1日から施行されます。

今回施行される改正部分は、以 下のように携帯電話使用等の罰則 強化がポイントです。施行前に事 業所の運転者に周知して、ながら 運転を防止しましょう。

1 携帯電話使用等の罰則強化

携帯電話やスマートフォンを手に持っての通話や画面を注視したり、カーナビゲーション装置の画面を注視する「ながら運転」への罰則が大幅に強化され、事故など交通の危険を生じさせた場合は、「1年以下の懲役刑」など厳罰が科せられます。



また、違反点数と反則金も約3倍と大幅に引き上げられましたので、運転者が免許停止や免許取消 し処分を受ける可能性が高くなります。

2 ながら運転を「免許の仮停止処分」の対象に

携帯電話使用等の違反をして交通事故などの危険を生じさせ(交通の危険)、人を死傷させた場合は、運転免許の効力の仮停止の対象に含めることになりました。

(※『免許効力の仮停止』は交通事故などの発生時、即座に運転免許の効力仮停止や運転の仮禁止が可能な処分で、点数制度による免許停止処分とは異なります。30日を超えない範囲とされていて、死傷事故で適用される違反は、無免許運転、麻薬等運転、酒酔い運転、過労運転等など悪質な違反に限られています)

スマホ・携帯・カーナビ等の「ながら運転」罰則強化!

携帯電話使用等

交通の危険 を生じさせ た場合(※)

保持

改正前

【罰 則】3月以下の懲役又は 5万円以下の罰金

【違反点数】 2点

(酒気帯び点数14点)

【反則金】

普通車 9,000円 等

【罰 則】5万円以下の罰金

【違反点数】 1点

(酒気帯び点数14点)

【反則金】

大型車 7,000円 普通車 6,000円

二輪車 6,000円

原付車 5,000円

改正後

【罰 則】 1年以下の懲役又は 30万円 以下の罰金

【違反点数】 6点 📦 免許停止

(酒気帯び点数16点) → 免許取消し

【非反則行為となり、すべて罰則が 適用されることになります】

【罰 則】6月以下の懲役又は 10万円以下の罰金

【違反点数】 3点

(酒気帯び点数15点)→免許取消し

【反則金】

大型車 25,000円

普通車 18,000円

二輪車 15,000円

原付車 12,000円

※「交通の危険」を生じさせ、死傷事故を起こした場合は、即、免許の仮停止対象となる。

スマホなどを注視して危険を招くと 懲役1年以下の刑罰もありえます!









判決文では次のように被告の悪質性を列挙

- ・制限速度を約20キロ超過する100キロの高速度で進行しながら、 漫画アプリをスマートフォンで読んでいた。
- ·ドライブレコーダー映像によれば事故の約16秒前(444m手前) で前方のバイクを発見することが可能だった。
- ・衝突直前までに気づかなかったのは、被告が相当長い間、意識を手元のスマートフォンに集中させていたものと考えられる。